

兵庫SAFE協議会設置要綱



1 趣旨・目的

全産業における休業4日以上¹の労働災害死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、第三次産業に限れば横ばいもしくは増加傾向にあり、結果的に、第三次産業における労働災害死傷者数の全体に占める割合が年々増加している状況にある。中でも小売業及び社会福祉施設は、「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」といった労働者の作業行動に起因する労働災害（以下「行動災害」という。）を中心に増加が続いている。

「転倒」の約半数が1か月以上の休業を要するものや身体に機能障害が残るような重篤な災害で占められることなどから、行動災害の多発が、第三次産業における人手不足に拍車をかけ、生産性の向上を妨げ、企業における経営活動に悪い影響を及ぼす要素の一つとなっている可能性が高く、第三次産業における行動災害の防止に対する取組強化は喫緊の課題である。

行動災害に関わる死傷者数を減少に転じさせるためには、災害防止に対する取組を、単に労務管理上の問題と捉えるのではなく、企業経営ひいては国民全体の健康確保の根幹に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって積極的な対策を講じることが重要である。

本協議会は、下記3の構成員間で行動災害の防止に関する問題点や取組の好事例の共有を図ることにより、構成員（事業場）の自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、管内の事業場の安全衛生意識の向上にかかる気運を醸成することを目的とする。

2 協議会

(1) 協議会の設置

ア. 小売業、社会福祉施設の業種について、それぞれ協議会を設置する。

イ. 協議会の事務局は兵庫労働局労働基準部安全課とする。

(2) 名称

小売業は、兵庫SAFE協議会「小売業」とする。

社会福祉施設は、兵庫SAFE協議会「介護施設」とする。

3 構成員

(1) 兵庫SAFE協議会「小売業」

次に掲げる者の中から適切な者を構成員とする。

ア. 多店舗を展開する小売業の事業場の兵庫県にある本社

イ. 地域の代表的な小売業の事業場の兵庫県にある本社

ウ. 店舗密集型施設の施設管理者

- エ. 兵庫県の商業担当部署
 - オ. 兵庫県商工会連合会
 - カ. 兵庫県の小売業関係団体
 - キ. その他、協議会運営に必要と考えられる関係団体等
- (2) 兵庫SAFE協議会「介護施設」
次に掲げる者の中から適切な者を構成員とする。
- ア. 多施設を展開する社会福祉施設の事業場の兵庫県にある法人本部（本社）
 - イ. 地域の代表的な社会福祉施設の事業場の兵庫県にある法人本部（本社）
 - ウ. 兵庫県の介護担当部署
 - エ. 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
 - オ. 兵庫県の介護事業関係団体等（地方支部）
 - カ. その他、協議会運営に必要と考えられる関係団体等
- ※兵庫労働局職業安定部職業対策課をオブザーバーとする。
- (3) 構成員については、兵庫労働局において選定する。

4 実施事項

- (1) 協議会（会議）の開催。
- (2) 構成員の取組目標等を定めた計画の策定。
- (3) 構成員の労働災害防止の取組に関する情報交換。
- (4) 行動災害の防止に関する問題点や取組の好事例の共有。
- (5) 業界や事業場等の行動災害防止の課題に対する有効な改善策の探求。
- (6) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による助言。
- (7) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施。
- (8) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成（広報）。
- (9) 本省で実施するSAFEコンソーシアムへの参加・アワードへの応募。
- (10) 行政機関からの情報提供（事務局より）。

5 協議会（会議）

- (1) 構成員による会議を開催する。
- (2) 開催頻度は半期に1度程度とする。
(4月から10月に1回、11月から3月に1回を目安に開催する。)
- (3) 協議事項は、4 実施事項に示された項目から適宜選択する。

6 その他留意事項

その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。

7 この要綱は令和4年9月30日から施行する。